

リビングサポート保険

火災補償制度 (単身プラン用)

リビングサポート保険は、賃貸住宅にお住まいの方専用の生活用動産（家財）を保険の対象とした火災保険で、ご自身の生活用動産（家財）の損害に加え、大家さんや第三者への賠償責任の損害を補償します。
この保険には、地震保険は含まれておりません。



家財の補償

下記の補償については、個別に自己負担額や限度額を有するものまたは支払条件があるものがあります。

- | | | | | |
|---|---|--|--|--|
| 1 火災
 | 2 落雷
 | 3 破裂・爆発
 | 4 風災・雹災・雪災
 | 5 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突
 |
| 6 給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ
 | 7 騒擾・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為
 | 8 盗難
 | 9 水災
 | 10 上記以外の不測かつ突発的な事故（破損・汚損等）
 |

※自己負担額3万円

家財の補償は「新価実損払い」です。同等の物を新たに購入する金額基準で補償します。
ただし、修理が可能な場合は修理にかかる費用をお支払いします。



費用の補償

修理費用保険金

（実費、1事故1世帯ごとに100万円限度）

偶然な事故で、借用住宅が損害を受け、賃貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修理した場合にお支払いします。
ご注意：住宅に生じたすり傷等の単なる外観上の損傷で住宅の機能に直接影響のない損害等は保険金お支払いの対象となりません。（賃貸借契約に基づく原状回復費用を補償するものではありません。）
（修理費用保険金総合補償特約をセットしております。）

臨時費用保険金

（損害保険金の30%、1事故1世帯ごとに100万円限度）

上記①～⑦の事故によって臨時に生じる費用をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金

（実費、損害保険金の10%限度）

上記①～⑩（通貨・預貯金証書等の盗難を除きます。）の事故で、残存物の片づけや清掃に要した費用をお支払いします。

失火見舞費用保険金

（1被災世帯50万円×被災世帯数の総額、1事故につき保険金額の20%限度）

上記①、③の事故で、第三者の所有物に損害を与えた場合の見舞金等の費用をお支払いします。（煙損害、臭気付着損害のみは除きます。）

地震火災費用保険金

（保険金額の5%、

1事故1世帯ごとに300万円限度）

地震、噴火、津波による火災で保険の対象を収容する住宅が半焼以上、または、保険の対象が全焼した場合にお支払いします。

損害防止費用

（実費）

上記①～③の事故で、消火活動によって生じる消火薬剤等の再取得費用、損傷した物の修理費用などの実費をお支払いします。



賠償責任の補償

大家さんへの賠償責任を幅広く補償

借家人賠償責任保険

入居者（被保険者）の過失に起因する偶然な事故により、借りておられるお部屋や建物に損害を与え、その住宅の貸主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金等を補償



日常生活での賠償責任を補償

個人賠償責任保険

借用住宅の所有・使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金等を補償



プラン内容

補償期間: 2年

補償項目	保険金額・支払限度額
家財補償(基本)	144.5万円
修理費用	1事故1世帯 100万円(自己負担なし)
借家人賠償責任	1事故 2,000万円(自己負担なし)
個人賠償責任	1事故 1億円(自己負担なし)
保険料	10,800円

事故のご連絡先(電話)

ご連絡の際は、以下の4点をオペレーターへお伝えください。

①ベルヴィクラブ会員であること ②お名前 ③マンション名と号室 ④ご入居された日

(ご入居日が分からない場合は、担当の管理センターへお問合せください)

ジェイアイ傷害火災保険株式会社
事故受付センター



0120-399061

【受付時間】24時間・年中無休

※事故受付センターでご連絡受け付け後、お客様のご契約内容を確認のうえ、翌営業日以降の弊社営業時間(平日9:00~17:00)にジェイアイ損害サービス担当者より改めてご連絡させていただく場合がございます。

■ご注意事項

- この火災補償制度(以下本制度)は、保険契約者を株式会社 長栄、被保険者を入居者、引受保険会社をジェイアイ傷害火災保険株式会社(以下ジェイアイ傷害火災保険)とするリビングサポート保険の総括契約です。
- 賃貸借契約を取消または解約された場合、ベルヴィクラブを退会された場合もしくは管理会社に変更となった場合、当該補償は終了いたします。
- 本制度では、パンフレットの重要な事項等説明書、保険契約者からご加入者に交付する加入者証などに記載されている「保険料」は「保険料相当額」に読み替えます。
- 本制度の保険証券は保険契約者である株式会社 長栄が保管し、ご加入者には加入者証が発行されます。なお、保険料領収証は保険契約者である株式会社 長栄へ発行し、個別にご加入者へ保険料領収証は発行いたしません。
- 本制度は、世帯が生活を営んでいる建物内の生活用動産(家財)を保険の対象としています。(生活を営んでいない単なる事務所や店舗などはこの保険ではご加入いただけません。)
- ご加入に際しましては、重要な事項等説明書を必ずご一読の上、内容をご確認ください。
- このチラシは、この保険の概要を説明したものです。詳細につきましては、弊社または代理店までお問い合わせください。
- 他の保険契約等(共済を含みます。)がある場合には必ずお申し出ください。
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に弊社の承認が必要ですのでご相談ください。
- 解約保険料は、お部屋をご解約される際またはベルヴィクラブを退会される際または管理会社に変更となる際、ご指定いただく返金先口座へ、引受保険会社または取扱代理店から振込いたします。

■保険の対象(保険をつけた物)の範囲

- ◆本制度の保険の対象は、『保険の対象を収容する住宅に収容されている生活用動産(家財)で、被保険者(保険の補償を受けられる方)が所有するもの』とします。
- ◆次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定のないかぎり保険の対象に含まれます。
 - 置または建具等
 - 電気、ガス、冷房・暖房設備等のうち住宅に付加したもの
 - 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち住宅に付加したもの
- ◆被保険者と生計を共にする親族および被保険者の同居人(賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。)の所有する生活用動産で保険の対象を収容する住宅に収容されているものは、特別の約定のないかぎり、保険の対象に含まれます。

ご加入内容・お手続き方法についてのお問い合わせはこちら

〈取扱代理店〉

〈保険契約者〉

〈引受保険会社〉

株式会社 長栄



ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX 16階